

所得税と個人住民税の控除が 税収に与える影響

The Effects of Tax Revenue by Deductions of National Income Tax and Individual Inhabitants Tax

上 村 敏 之

The national income tax and individual inhabitants tax have similar deduction systems, but their respective tax rates are different. The national income tax rates are progressive, whereas the individual inhabitants tax is a flat tax. This paper analyzes the effects on tax revenue by deductions from these income taxes by estimating tax revenue loss. The result of the analysis shows that (1) social security deductions cause the biggest tax revenue loss, and (2) social security deductions from the national income tax have a negative income redistributive effect. This paper suggests that some deductions for income taxation should be reconsidered.

Toshiyuki Uemura

JEL : H24

キーワード : 所得課税、税収ロス、社会保険料控除

Keywords : Income taxation, Tax revenue loss, Social security deduction

1. はじめに

所得課税のなかでも、所得税は国税、個人住民税は地方税の基幹税としての役割を担う重要な租税である。給与所得に対する租税としてみたとき、所得税と個人住民税の構造は似通っている。給与収入から給与所得控除を差し引いて給与所得を算出し、給与所得から各種の所得控除を差し引いて課税所得を算出する。課税所得に対して税率を適用して算出税額を得て、ここから税控除を差

し引いて税額を得る。このプロセスは双方とも同じである。

所得税と個人住民税の税額計算では、控除と税率が大きな役割を果たしている。家計にとってみれば、控除が大きければ大きいほど、家計の税引き後所得は増える。税率が高ければ高いほど、家計の税引き後所得は減る。すなわち、所得課税は家計の所得分配に影響を与えている。

控除には税額控除と所得控除の 2 種類があるが、両者が所得再分配に与える影響は異なる。税額控除は算出税額から差し引き、所得控除は所得金額から差し引く。ある家計がもつ扶養者の人数や収入などの世帯属性に応じて、各種の控除が利用できるか否かが決められるため、所得課税の所得再分配効果は世帯属性にも依存する。

所得控除については、その家計が直面する限界税率によっても、所得再分配に与える影響が異なってくる。所得控除が一定金額でも、その家計が直面する限界税率が低ければ（高ければ）、その家計の税引き後所得に与える影響は小さい（大きい）。

一方、税率がもつ所得再分配効果は、超過累進税率の程度に依存する。税率の累進性が高くなれば（低くなれば）、所得再分配効果は大きくなる（小さくなる）。所得税の税率は超過累進構造であり、かつての個人住民税の税率も超過累進構造であった。

現行の個人住民税の税率は超過累進構造ではなく、一律 10%（都道府県税 6%、市町村税 4%）の「比例税」となっている。一般的に「比例税」だとされているものの、純粋な比例税になっているわけではない。控除による課税最低限の存在で、税率が一律でも平均税率（＝税額／給与収入）が給与収入の増加とともに高まるために、累進税に分類できるからである。とはいえ、個人住民税が「比例税」となったことは、個人住民税の所得再分配効果を弱めた。

控除がもつ所得再分配効果は、所得税と個人住民税の税収にも影響をもたらす。所得再分配機能を強化するほど、所得税と個人住民税の税収は落ちてゆく。所得再分配効果と税収には、トレードオフの関係が横たわっているといえる。

近年、女性の社会進出や少子化対策との関わりで、配偶者控除や扶養控除のあり方をめぐり、活発な議論がなされている。高齢化にともなう社会保険料の

引き上げは、社会保険料控除に大きな影響をもたらしている。このとき、日本財政の状況は厳しいこともあり、控除や税率の改革にあたっては、それが税収に与える影響を考える必要がある。

そこで本稿では、給与所得に対する所得税と個人住民税の控除が税収に与える影響を数量的に示す。ここでは上村（2012b,2014）による所得課税の税収の決定要因を分解するアプローチを採用する。上村（2012b,2014）では、個人住民税の分析がなされていない¹⁾。本稿は、所得税のみならず、個人住民税にも同じ枠組みの分析を適用することで、控除が税収に与える影響を所得税と個人住民税で比較する。

所得税の課税ベースに焦点をあてた研究として、森信・前川（2001）、望月・野村・深江（2010）、上村（2008）などがある²⁾。いずれもマクロもしくは、所得階級ごとに1つの代表的家計を想定した試算となっており、所得階級内部の世帯属性が考慮されていない。本稿の計測方法は、家計の世帯属性を考慮するところに特徴がある。

本稿の構成は次の通りである。第2節では基準ケースのモデル計算を行う。第3節では所得控除がもたらす所得税と個人住民税の税収への影響を試算する。第4節では本稿の内容をまとめ、むすびとする。

2. 基準ケースのモデル計算

所得税と個人住民税の控除が税収に与える影響を試算するには、基準ケースを定めなければならない。本節では2012年の国税庁『民間給与実態統計調査』データを例示しながらモデル計算を展開する。

表2にあるように、給与収入階級は12に区分されている。2,000万円を超える給与所得者は申告納税の対象となり、『民間給与実態統計調査』では網羅されていないため、本稿では分析の対象としない。また、給与所得以外の所得に対する所得税もしくは個人住民税についても、本稿では分析の対象としない。

1) 上村（2012b）は単年の分析にとどまっており、上村（2014）は2000年～2012年の所得税について分析をしている。

2) 税収の減収額を試算したものに、橋本（2002）、鈴木（2011）、日高（2011）がある。

表 2 給与収入階級と給与所得者数 (1) (2012 年)

n	給与収入階級	給与所得者数 K (人)	給与額 (百万円)	税額 (百万円)	一般配偶者控除 対象配偶者数 (人)
1	100 万円以下	3,046,640	2,506,349	0	103,005
2	100 万円超 200 万円以下	5,802,634	8,561,036	64,340	406,431
3	200 万円超 300 万円以下	7,063,352	17,831,748	250,827	859,089
4	300 万円超 400 万円以下	7,685,617	26,937,978	448,381	1,354,745
5	400 万円超 500 万円以下	6,028,296	26,959,580	504,287	1,638,644
6	500 万円超 600 万円以下	4,118,329	22,549,041	505,293	1,478,312
7	600 万円超 700 万円以下	2,512,744	16,253,494	445,424	1,108,247
8	700 万円超 800 万円以下	1,732,178	12,921,614	477,982	863,396
9	800 万円超 900 万円以下	1,112,457	9,422,638	461,166	602,432
10	900 万円超 1,000 万円以下	745,296	7,052,353	419,488	428,414
11	1,000 万円超 1,500 万円以下	1,210,630	14,240,211	1,208,638	730,229
12	1,500 万円超 2,000 万円以下	219,963	3,767,280	539,073	127,478
	合計	41,278,136	169,003,322	5,324,899	9,700,422

備考) 国税庁『民間給与実態統計調査』より作成。

表 2 には、給与収入階級別の「給与所得者数」と「税額」データを転載した。各給与収入階級の給与所得者が「給与所得者数」だけ存在し、「税額」の所得税を負担している。基本ケースのモデル計算では、所得税制の仕組みを用いて、給与収入階級別の「税額」データを再現する。

具体的な作業は以下の通りである。『民間給与実態統計調査』には、各控除の対象者数(利用者数)も記載されている。表 2 には「一般配偶者控除の対象者数」を例示として転載した。このデータを用いれば、各給与階級の「給与所得者数」を、控除利用者と控除未利用者に分解できる。

「500 万円超 600 万円以下」の給与収入階級を例としよう。この給与収入階級の「給与所得者数」は 4,118,329 人、一般配偶者控除の対象配偶者数は 1,478,312 人である。したがって、一般配偶者控除の利用者数は 1,478,312 人、未利用者数は両者を差し引いた 2,640,017 人となる。

他の控除についても、利用者数と未利用者数を分離できる。この方法によって、各給与収入階級の「給与所得者数」を、それぞれの控除の利用者数と未利

表3 分析可能な所得税の各種控除（金額の例は2012年税制）

m	控除名	金額 () 内は総額	備考
0	基礎控除	38万円	全給与所得者に適用
1	一般配偶者控除	38万円	
2	同居特別障害配偶者控除（上乘せ分）	25万円（63万円）	(1)利用が条件
3	老人配偶者控除（上乘せ分）	10万円（48万円）	(1)利用が条件
4	同居障害老人配偶者控除（上乘せ分）	45万円（83万円）	(1)利用が条件
5	社会保険料控除	全額	
6	配偶者特別控除	最大38万円	(1)利用が条件
7	一般扶養控除	38万円	
8	特定扶養控除（上乘せ分）	25万円（63万円）	(7)利用が条件
9	同居老人扶養控除（上乘せ分）	20万円（58万円）	(7)利用が条件
10	その他老人扶養控除（上乘せ分）	10万円（48万円）	(7)利用が条件
11	同居障害者扶養控除（上乘せ分）	37万円（75万円）	(7)利用が条件
12	障害者控除	27万円	
13	特別障害者控除（上乘せ分）	13万円（40万円）	(12)利用が条件
14	寡婦（寡夫）控除	27万円	
15	特別寡夫控除（上乘せ分）	8万円（35万円）	(15)利用が条件
16	勤労学生控除	27万円	
17	小規模企業共済等掛金控除	全額	
18	生命保険料控除	上限あり	
19	地震保険料控除	上限あり	
20	住宅借入金等特別控除	上限あり	税額控除

用者数で分解してゆく。ここでの一連の作業によって、各給与収入階級に、所得控除の利用と未利用という属性をもつ、複数の給与所得者の利用データを生成できる（後に登場する控除利用ベクトル M）。このような控除利用形態は、給与所得者の世帯属性を表現している。

表3と表4には、それぞれ所得税と個人住民税に関して、本稿のモデル計算が分析対象にできる各種控除を掲げている。これらの表にあるように、所得税よりも個人住民税の控除の方が、金額は小さくなっている。なお、基礎控除はすべての給与所得者に適用されるため、未利用者は存在しない。その他の20の控除については、利用と未利用によって2通りに分解できる。

すなわち、この方法による給与所得者の控除利用の組み合わせ数は、給与階級 $12 \times 2^{20} = 12,582,912$ 通りとなる。数字上は、各給与収入階級に 1,048,576 通り（ $=12,582,912 \text{ 通り} \div 12$ ）の控除利用の組み合わせをもつ給与所得者が存在し、これが家計の世帯属性を表現する³⁾。

3) ただし、所得控除のなかには、他の所得控除の利用が条件となって利用可能となるものも多い。

表 4 分析可能な個人住民税の各種控除（金額の例は 2012 年税制）

m	控除名	金額 () 内は総額	備考
0	基礎控除	33 万円	全給与所得者に適用
1	一般配偶者控除	33 万円	
2	同居特別障害配偶者控除（上乘せ分）	23 万円（56 万円）	(1)利用が条件
3	老人配偶者控除（上乘せ分）	5 万円（38 万円）	(1)利用が条件
4	同居障害老人配偶者控除（上乘せ分）	27 万円（61 万円）	(1)利用が条件
5	社会保険料控除	全額	
6	配偶者特別控除	最大 33 万円	(1)利用が条件
7	一般扶養控除	33 万円	
8	特定扶養控除（上乘せ分）	12 万円（45 万円）	(7)利用が条件
9	同居老人扶養控除（上乘せ分）	12 万円（45 万円）	(7)利用が条件
10	その他老人扶養控除（上乘せ分）	5 万円（38 万円）	(7)利用が条件
11	同居障害者扶養控除（上乘せ分）	23 万円（56 万円）	(7)利用が条件
12	障害者控除	26 万円	
13	特別障害者控除（上乘せ分）	4 万円（30 万円）	(12)利用が条件
14	寡婦（寡夫）控除	26 万円	
15	特別寡夫控除（上乘せ分）	4 万円（30 万円）	(15)利用が条件
16	勤労学生控除	26 万円	
17	小規模企業共済等掛金控除	全額	
18	生命保険料控除	上限あり	
19	地震保険料控除	上限あり	
20	住宅借入金等特別控除	上限あり	税額控除

以上のプロセスを一般化しよう。12 ある給与収入階級を $n(n = 1, 2, \dots, 11, 12)$ 、20 ある控除を $m(m = 1, 2, \dots, 19, 20)$ で区別する。ある給与収入階級 n に属する給与所得者数を K_n 、その給与収入階級 n における控除 m の利用者数を D_m^n とする。このとき、この給与収入階級 n の当該控除 m の利用率 S_{1m}^n または未利用率 S_{2m}^n は (1) 式と (2) 式のように示される。ここで、利用 $r = 1$ 、未利用 $r = 2$ であり、定義から $S_{1m}^n + S_{2m}^n = 1$ である。

$$S_{1m}^n = \frac{D_m^n}{K_n} \quad (1), \quad S_{2m}^n = \frac{K_n - D_m^n}{K_n} \quad (2)$$

たとえば、ある給与収入階級 n に属するある給与所得者 i が、控除 $m = 1$ は利用 $r = 1$ 、控除 $m = 2$ は未利用 $r = 2$ 、 \dots 、控除 $m = 20$ は未利用 $r = 2$ のような状況であれば、この給与所得者 i の控除の利用状況はベクトル $M_i^n(1, 2, \dots, 20)$ のように表現できる。これを控除利用ベクトル $M_i^n(r_i^n)$ と表

たとえば、表 3 と表 4 にあるように、「同居特別障害配偶者控除（上乘せ分）」の利用は、「一般配偶者控除」の利用が条件となる。表 3 と表 4 の備考には、条件付きとなる所得控除を示している。これらの条件付き所得控除の存在を考慮するならば、控除利用の組み合わせの数は減少する。

そう。

以上の設定のもとでは、ある給与収入階級 n に属し、同じ控除利用ベクトル M_i^n をもつ給与所得者数 I_i^n は (3) 式のように計算できる。なお、給与所得者数 I_i^n を i について (4) 式のように集計すれば、この給与収入階級 n に属する給与所得者数 K^n となる。

$$I_i^n = K^n \prod_{m=1}^{20} S_r^n(M_i^n(r_i^n)) \quad (3), \quad K^n = \sum_i I_i^n \quad (4)$$

控除利用ベクトル M_i^n に対して控除の金額を適用し、税額を計算する。このとき、所得税の一般配偶者控除であれば 38 万円のように、多くの控除は金額が制度として定まっているが、金額が決まっていない控除がある。たとえば「社会保険料控除」「生命保険料控除」「住宅借入金等特別控除」がその例である。これらの控除には、給与所得者によって適用する金額に差がある。

そこで、このような特徴をもつ控除に関しては、控除利用者が平均的な控除金額を利用していると想定する。以下で例を考えよう。表 5 には 2012 年の国税庁『民間給与と実態統計調査』より、各階級の「社会保険料控除」を利用している人員数「社会保険料控除人員」と金額「社会保険料金額」が示されている。

たとえば「500 万円超 600 万円以下」の給与収入階級の給与所得者数は 4,118,329 人で、「社会保険料控除人員」は 4,021,145 人である。「社会保険料金額」は 2,950,851 百万円であるから、「社会保険料金額」÷「社会保険料控除人員」より、利用者は平均で 733,833 円の「社会保険料控除」を利用している。このように、控除金額が制度において定まっていない控除は平均金額を適用した。

以上のような多様な世帯属性をもつ給与所得者のデータを生成し、このデータに所得税制を適用することで、税額を計算する。ある給与収入階級 n に属するある給与所得者 i の給与収入 Y_i^n として、控除利用ベクトル M_i^n を反映すれば、この給与所得者 i が負担する税額 T_i^n は、(5) 式のように示される。ここで Φ は所得税関数または個人住民税関数であり、税率ベクトル t および控除ベクトル d は所得税制または個人住民税制として制度で定まっているパラメータである。

表 5 給与収入得階級と給与所得者数 (2) (2012 年)

n	給与収入階級	給与所得者数 K (人) - 再掲 -	社会保険料控除 人員 (人)	社会保険料控除 金額 (百万円)
1	100 万円以下	3,046,640	852,433	23,464
2	100 万円超 200 万円以下	5,802,634	4,342,166	716,433
3	200 万円超 300 万円以下	7,063,352	6,596,522	2,193,954
4	300 万円超 400 万円以下	7,685,617	7,439,674	3,446,530
5	400 万円超 500 万円以下	6,028,296	5,871,718	3,505,782
6	500 万円超 600 万円以下	4,118,329	4,021,145	2,950,851
7	600 万円超 700 万円以下	2,512,744	2,460,914	2,128,607
8	700 万円超 800 万円以下	1,732,178	1,698,540	1,663,754
9	800 万円超 900 万円以下	1,112,457	1,092,889	1,178,410
10	900 万円超 1,000 万円以下	745,296	724,709	840,109
11	1,000 万円超 1,500 万円以下	1,210,630	1,176,045	1,486,619
12	1,500 万円超 2,000 万円以下	219,963	209,866	294,344
	合計	41,278,136	36,486,621	20,428,857

備考) 国税庁『民間給与実態統計調査』より作成。

$$T_i^n = \Phi(Y_i^n, M_i^n(r_i^n), t, d) \quad (5)$$

なお、所得税と個人住民税の税率ベクトル t は、具体的には表 6 に掲げられた通りである。課税所得に対応して、適用される税率は異なっている。2007 年以降の個人住民税については、一律の税率となっている。

表 6 所得税と個人住民税の税率 (2007 年以降)

	課税される所得金額	税率
所得税	195 万円まで	5%
	195 万円超 330 万円まで	10%
	330 万円超 695 万円まで	20%
	695 万円超 900 万円まで	23%
	900 万円超 1,800 万円まで	33%
	1,800 万円超	40%
個人住民税	道府県 (標準税率) 一律	4%
	市町村 (標準税率) 一律	6%

給与所得者 i が負担する所得税額または個人住民税額 T_i^n を給与所得者数 I_i^n について集計すれば、(6) 式より給与収入階級 n における税額 R^n 、(7) 式より給与所得者が負担する税額 TR を得ることができる。

$$R^n = \sum_i I_i^n T_i^n \quad (6), \quad TR = \sum_n R^n \quad (7)$$

所得税関数（もしくは個人住民税関数） Φ が示す税額計算の流れは以下の通りである。

(ステップ 1) 給与収入 Y_i^n から給与所得控除を計算して差し引き、給与所得を得る。

(ステップ 2) 給与所得から各種の所得控除を計算して差し引き、課税所得を得る。

(ステップ 3) 課税所得に税率を適用して算出税額を得る。

(ステップ 4) 算出税額から税額控除を差し引いて税額 T_i^n を得る。以上の手順にしたがって、ある給与階級 n に属するある給与所得者 i の税額 T_i^n を計算する。

この手順のためには、ある給与収入階級 n に属するある給与所得者 i の給与収入 Y_i^n のデータを与える必要がある。しかしながら、個々の給与所得者がどの程度の給与収入をもっているのかは、『民間給与実態調査』では判明しない。

だが、表 2 にあるように、『民間給与実態調査』には、各給与収入階級の「給与額」が掲載されている。そこで、「給与額」÷「給与所得者数」から平均給与収入を得て、その平均給与収入をひとまず各給与収入階級の給与所得者の給与収入 Y_i^n の「初期値」とした。

平均給与収入の「初期値」を所与として、所得税関数 Φ より、ある給与所得者 i の税額 T_i^n が得られる。それを集計すれば、各給与収入階級の税額 R^n が計算できる。ところが、ここで得られた各給与収入階級の税額 R^n は、表 1 にある各給与収入階級の「税額」データに合致しない。

そこで、各給与収入階級の平均給与収入 Y_i^n の「初期値」を収束計算によって増額もしくは減額して調整することで、各給与収入階級で計算された税額 R^n を表 1 の給与収入階級別の「税額」データに完全に一致させる。「税額」デー

夕に一致するように調整した Y_i^n を基準ケースの給与収入として採用する。

以上の作業で所得税における基準ケースのモデルを設定できた。個人住民税における基準ケースは、所得税の基準ケースの計算で得られた給与収入 Y_i^n を用いて得ることができる。次節では、基準ケースのモデルを用いて、所得税と個人住民税の控除による税収ロスをシミュレーション分析によって試算する。

3. 所得控除による税収ロスの試算

前節で作成した基準ケースのモデルを用い、本節ではシミュレーション分析を行う。具体的には、ある控除を廃止した場合、どの程度、税収が増加するかを試算する。逆にいえば、その控除が、どの程度、税収ロスを発生しているか。もしくは、給与所得者に対して税の減免による「補助金」を支給しているか⁴⁾。このような試算を行う。

シミュレーション分析の手順は以下の通りである。まず、基準ケースで得た「税額」を一致させる給与収入データをはじめ、ほとんどのデータは基準データと同じとする。ただし、分析対象となる控除については、控除金額をゼロに置き換える。各給与収入階級の税額 R_0^n を計算すれば、試算結果は基準ケースの税額 R^n よりも増収となる。

(8) 式にあるように、基準ケースの税額 R^n と試算結果の税額 R_0^n の差が、控除による税収ロス L^n だと考えられる ($R_0^n > R^n$ なので $L^n > 0$)。また、税収ロス L^n を集計すれば、(9) 式のように全体の税収ロス TL を得ることができる。

$$L^n = R_0^n - R^n \quad (8), \quad TL = \sum_n L^n \quad (9)$$

本稿で考察の対象とするのは、「社会保険料控除」「一般配偶者控除」「一般扶養控除」の 3 つの所得控除である。予備的な試算により、これら 3 つの所得控除の税収ロスが大きいことが選択の理由である。シミュレーション分析では、これらの所得控除の利用がゼロであった場合の税収を計算することで、各所得控除の税収ロスを試算した。なお、分析期間は定率減税 (2006 年まで) の影

4) 上村 (2008) や日高 (2011) は、この「補助金」を租税支出としてとらえている。

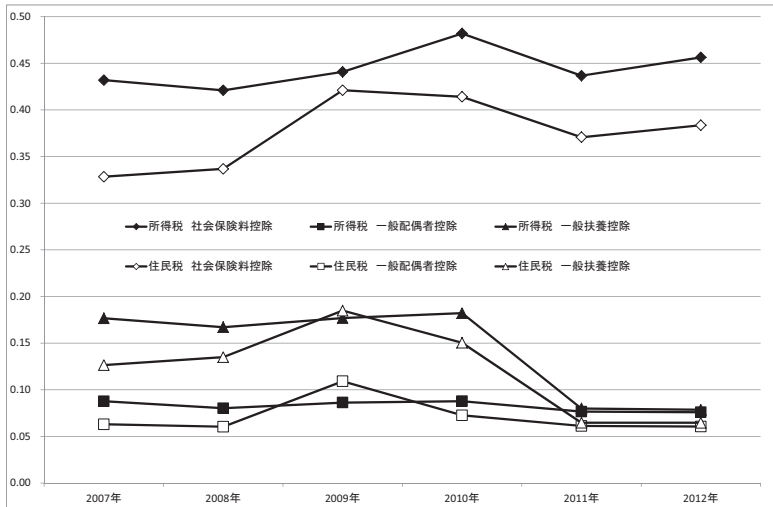
響を排除し、2007年～2012年とした。

図1には基準ケースの税額合計 TR に対する控除による税収ロス TL の割合 TL/TR の推移を示している。試算した所得控除のなかで「社会保険料控除」は最大の税収ロスを生み出しており、それに次いで「一般扶養控除」「一般配偶者控除」となっている。「社会保険料控除」の税収ロスは上昇トレンドにあることが特徴である。

「一般扶養控除」については2010年以前と2011年以降で大きな変動がある。この理由は、税制改正によって控除額が縮小されたためである。具体的には、年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止され、扶養控除は年齢16歳以上の扶養親族に限定された。

「一般配偶者控除」と「一般扶養控除」については、所得税と個人住民税で税収ロスの程度に大きな違いはない。しかしながら、「社会保険料控除」については、所得税と個人住民税で税収ロスの程度に差が出ている。

図1 税額合計に対する所得控除による税収ロスの割合の推移



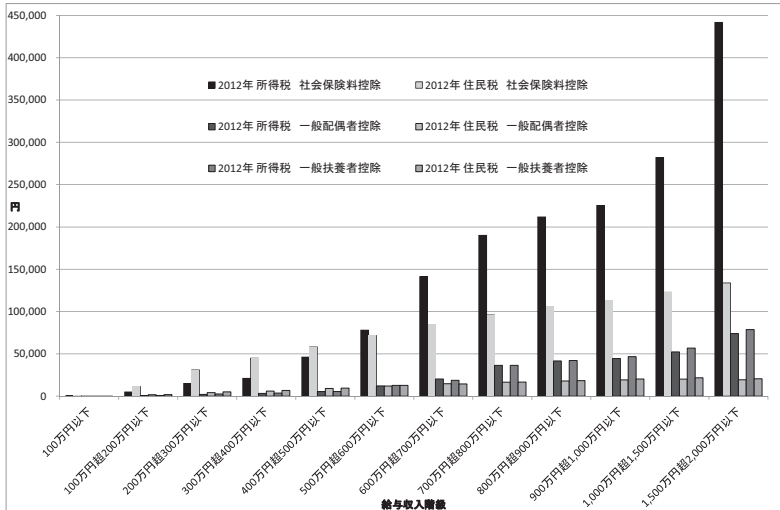
備考) それぞれの所得控除による税収ロス TL / 基準ケースの税額合計 TR の推移。

所得控除による税収ロスは、控除金額に税率を乗じた部分に相当する。個人住民税よりも所得税の方が、(1) 控除金額が大きいこと、(2) 高い給与所得者に超過累進税率を適用することが、分析結果に影響を与えている。この影響は、給与収入階級間で異なる。

その程度を知るために、図 2 には 2012 年における所得税と個人住民税の給与収入階級間の 1 人あたり所得控除による税収ロス L^n / K^n を示した。一般的に、所得控除は高い給与収入になるほど給与所得者 1 人あたりの税収ロスの金額が大きい。特に「社会保険料控除」の税収ロスの金額は他の所得控除に比べて大きい。

所得税の税率は超過累進構造をもつことから、給与所得者 1 人あたりの税収ロスの金額は、給与所得階級が高くなるにつれて累増する。一方、個人住民税は一律税率であることから、給与所得者 1 人あたりの税収ロスは、給与所得階級の高さに対して比例的に大きくなる。

図 2 給与収入階級間の 1 人あたり所得控除による税収ロス (単位: 円/年)



備考) 給与収入階級別の税収ロス L^n / K^n 。

すなわち、所得税の所得控除は高所得層に対して相対的に大きな補助金を支給する逆の所得再分配効果をもつが、個人住民税の所得控除は逆の所得再分配効果が相対的に弱いことを示している。

4. まとめ

本稿は、所得税と個人住民税の控除が税収に与える影響について考察した。国税庁『民間給与実態統計調査結果』と所得税制の性質を利用すれば、世帯属性を考慮しつつ税収構造の決定要因を分解できる。

本稿では、いくつかの所得控除がもつ税収ロスを試算した。試算した所得控除のなかでは、「社会保険料控除」「一般扶養控除」「一般配偶者控除」の順番で税収ロスが大きい。特に「社会保険料控除」の税収ロスの割合は上昇トレンドにある。

この背景には、少子化にともなう勤労世代の年齢構成の変化、さらには各種の社会保険料の引き上げが考えられる。社会保障をまかなう財源として社会保険料は重要ではあるが、一方で所得課税の課税ベースを縮小し、税収ロスを引き起こしている。

また、給与所得者1人あたりの税収ロスは、所得税に関しては高所得層ほど所得控除による補助金が大きくなる逆の所得再分配効果がみられたが、個人住民税については逆の所得再分配効果は相対的に弱い。この結果は、所得税が主に公平性を重視する所得再分配機能、個人住民税が主に地方公共サービスの受益と負担を重視する資源配分機能を重視する所得課税であることが影響している。

所得再分配機能をになう社会保障の財源たる社会保険料が、所得課税の制度に組み込まれた社会保険料控除を通して所得課税の大きな税収ロスをもたらしているだけでなく、所得税については逆の所得再分配効果をもつことは、所得税の所得控除のあり方を再考するときに重要な示唆であると考えられる。

参考文献

- 跡田直澄・橋本恭之・前川聡子・吉田有里（1999）「日本の所得課税を振り返る」『フィナンシャル・レビュー』第 50 号。
- 上村敏之（2008）「所得税における租税支出の推計：財政の透明性の観点から」『会計検査研究』第 38 号。
- 上村敏之（2010）「地方税における租税特別措置の改革：アメリカ地方政府の租税支出レポートの現状を踏まえて」『関西学院大学産研論集』第 37 号。
- 上村敏之（2012a）「所得税の税収構造の要因分解による実証分析：所得控除の税収ロスと税率変更による増収額の試算」APIR Discussion Paper Series No.24。
- 上村敏之（2012b）「所得税の税収控除の要因分解による実証分析：所得控除の税収ロスと税率変更による増収額の試算」『経済学論究（関西学院大学）』第 66 巻第 2 号。
- 上村敏之（2014）「所得税の控除と税率が税収に与える影響」『税研』第 175 号。
- 鈴木善充（2011）「消費税における益税の推計」『会計検査研究』第 43 号。
- 橋本恭之（2002）「消費税の益税とその対策」『税研』Vol.18, No.2。
- 橋本恭之・呉善充（2008）「税収の将来推計」RIETI ディスカッション・ペーパー 08-J-033。
- 林宏昭（1995）『租税政策の計量分析：家計間・地域間の負担配分』日本評論社。
- 日高政浩（2011）「日本の租税支出の推計」『大阪学院大学経済論集』第 25 巻第 1 号。
- 望月正光・野村容康・深江敬志（2010）『所得税の実証分析：基幹税の再生を目指して』日本経済評論社。
- 森信茂樹・前川聡子（2001）「わが国所得課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャル・レビュー』第 57 号。